

社会福祉法人 西海市社会福祉協議会
役員等の報酬及び費用弁償規程

（目的）

第1条 この規程は、社会福祉法人西海市社会福祉協議会役員及び評議員等に対して支給する報酬及び費用弁償の額並びにその支給方法について、必要な事項を定めるものとする。

（報酬の額）

第2条 役員及び評議員には、その地位のみに基づいては報酬を支給しない。

2 常勤会長の報酬は、月額報酬、通勤手当及び期末手当とする。

3 常勤会長の通勤手当及び期末手当の額は、社会福祉法人西海市社会福祉協議会職員給与規程の適用を受ける職員の例による。

4 常勤会長の報酬の支給条件、支給方法及び支給期日については、社会福祉法人西海市社会福祉協議会職員給与規程の適用を受ける職員の例による。

5 役員及び評議員等に対する報酬は、別表1のとおりとする。

（費用弁償）

第3条 会長、役員及び評議員等が職務のため旅行したときは、社会福祉法人西海市社会福祉協議会役職員等の旅費支給規程により旅費を支給する。

（準用）

第4条 この規程に定めるもののほか、費用弁償の支給方法については、職員の例による。

（その他）

第5条 この規程の運用上必要な事項については、理事会の議決を経て、会長が別に定める。

2 この規程の改廃を必要とするときは、理事会の議決を経てこれを行う。

附 則

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成17年5月26日に改正し、平成17年5月27日から適用する。

附 則

この規程は、平成17年10月7日に改正し、平成17年10月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成19年3月29日に改正し、平成19年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成19年5月31日に改正し、平成19年4月1日から適用する。

別表1

役 職 名	報酬の額	備 考
会長（常勤）	月額 200,000 円	
理事（会長を除く）	日額 4,000 円	出務日数に応じて。ただし、上限を月額10,000円とする。
監 事	日額 4,000 円	
評議員	日額 4,000 円	
福祉資金運営委員	日額 3,000 円	
生活福祉資金、高齢者・障害者 住宅整備資金調査委員	日額 3,000 円	
その他の各種委員	日額 3,000 円	